

高岡市DV対策基本計画（第3次）の取り組みについて

基本目標Ⅰ	暴力を生み出さない意識づくりの推進	・・・ 1 頁
基本目標Ⅱ	身近で安心して相談できる体制の充実	・・・ 2 ～ 5 頁
基本目標Ⅲ	被害者の自立を支援する体制の強化	・・・ 6 ～ 7 頁
基本目標Ⅳ	暴力を許さない高岡ネットワーク	・・・ 8 頁

令和8年6月

高岡市生活環境文化部 男女平等・共同参画課

基本目標Ⅰ 暴力を生み出さない意識づくりの推進

施策目標1 市民への啓発活動の推進 ★

取組内容		担当部署	令和7年度取り組み ※〔 〕はR6数値	評価・課題	令和8年度取り組み予定	取組状況
◆ 市民への啓発活動の推進	1 DV予防啓発講座の実施 ・DVの特徴や影響など正しい理解を深めていくための講座を働く場や地域などで実施します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ DV予防啓発講座の開催 ・富山県男女共同参画推進員高岡連絡会ミニ地区懇談会での開催（五位・国吉・福岡地区、成美・能町・万葉地区、高陵・高岡西部・下関・二塚地区）	ミニ地区懇談会では、地域防災やジェンダー平等をテーマにした講座の中でDVの視点も加え、DVの影響、対策の理解を深めた。今後とも、地域や事業所等に働きかけ講座の開催に努める。	DV予防啓発講座の実施 ・富山県男女共同参画推進員高岡連絡会ミニ地区懇談会での開催	継続
	2 DV予防啓発活動 ・性別や性的指向等にかかわらず、DVの防止について、研修会等の様々な機会やSNSや市ホームページ、情報誌等の媒体を活用し、幅広い年齢層を対象として意識啓発を実施します。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」の中でパープルリボン運動、関連広報物の配布や展示などを行います。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 「若年層の性暴力被害予防月間」（4月）における予防啓発チラシ及びポスターの配布 ・公共施設等に配布し掲示 ○ 女性に対する暴力をなくす運動期間（R7.11.12～25）の取り組み ・パネル展の実施 ・市ホームページに掲載 ・富山銀行本店ビルでパープル・ライトアップ ・ケーブルテレビでの周知・啓発 ・予防啓発リーフレット等の配布 市内全高校1年生、中学1年生へデートDV予防啓発リーフレット「デートDVを知っていますか」の配布 ・市内全小学6年生に暴力予防啓発リーフレット「わたしも大切なあなたも大切～I am OK.You are OK.～」の配布 ・公共施設や商業施設、医療機関等にオレンジ相談カードを配置	DVの特徴や影響など正しい理解を深めるため、女性に対する暴力をなくす運動期間に小学6年生に暴力予防啓発リーフレット、中・高校1年生にデートDV予防啓発リーフレットを配布した。また昨年度に引き続き、女性の暴力をなくす運動期間中、富山銀行に依頼し本店ビルでパープル・ライトアップを実施。 今後もSNSや市ホームページ、情報誌等の媒体を活用し、幅広い年齢層を対象に意識啓発を実施する。	○ 「若年層の性暴力被害予防月間」（4月）における予防啓発チラシ及びポスターの配布 ○ 女性に対する暴力をなくす運動期間における取り組み	継続

施策目標2 若い世代への啓発★

取組内容		担当部署	令和7年度取り組み ※〔 〕はR6数値	評価・課題	令和8年度取り組み予定	取組状況
◆ 若い世代への啓発	3 若い世代へのデートDV等予防啓発 ・効率的な実施方法や体制を研究し、伝わりやすい効果的なプログラムにするため内容の改良・更新に努めます。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 効率的な実施方法や体制の研究及びプログラム内容の改良・更新 ・令和7年度は継続してプログラムを使用	令和7年度に実施した講座の生徒に行ったアンケート結果では講座の実施前と比較して、DVに対する理解が深まったことが分かった。随時、内容の見直しを行っていく。	○ 効率的な実施方法や体制の研究及びプログラム内容の改良・更新	継続
	4 学校等における教育・啓発 ・中学生に「デートDV等予防啓発講座」を実施し、意識向上に努めます。 ・小学生に「暴力予防啓発リーフレット」を配布し、指導に活用します。 ・中・高校生に「デートDV予防啓発リーフレット」を配布し、指導に活用します。 ・高校生等を対象に出前講座を実施します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 学校教育課	○ 若い世代へのデートDV等予防啓発の実施 ・中学校1年生を対象とした出前講座の実施 「いい関係をつくろう ～アイ（わたし）メッセージを伝えよう～」 3校で実施（志貴野、伏木、国吉） ・希望により高岡高等支援学校で実施 ○ 予防啓発リーフレット等の配布 ・市内全高校1年生、中学1年生へデートDV予防啓発リーフレット「デートDVを知っていますか」の配布（再掲） ・市内全小学6年生に暴力予防啓発リーフレット「わたしも大切なあなたも大切～I am OK.You are OK.～」の配布（再掲） ○ 「若年層の性暴力被害予防月間」（4月）における予防啓発チラシ及びポスターの配布（再掲）	講座実施後、生徒や先生から、「よく理解することができた」「今後も授業を継続したい」などの感想をいただき、意識の高まりが感じられた。継続して出前講座を実施するとともに、より多くの児童生徒に対し啓発活動が行えるよう実施校を増やすなど検討する必要がある。 生徒の理解を深めるため、リーフレットの内容の見直しを随時行っていく。	若い世代へのデートDV等予防啓発の実施 ・中学校1年生を対象とした出前講座の実施 「いい関係をつくろう ～アイ（わたし）メッセージを伝えよう～」 3校で実施（戸出、高陵、高岡西部） 予防啓発リーフレット等の配布 「若年層の性暴力被害予防月間」（4月）における予防啓発チラシ及びポスターの配布(再掲)	継続
	5 教育・保育関係者への啓発 ・若い世代を指導する立場の教育・保育関係者に対し、デートDVや暴力に頼らない問題解決について啓発します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 教育・保育関係者に対するデートDV予防啓発講座の周知 ・デートDV予防啓発講座に関するチラシの配布 高岡市校長会、高岡地区高等学校長会で依頼 各公私立保育園に依頼	校長会や研修会を通じて教育・保育関係者に対するデートDV予防啓発講座に関するチラシの配布を依頼した。	教育・保育関係者に対するデートDV予防啓発講座の周知 ・デートDV予防啓発講座に関するチラシの配布 高岡市校長会、高岡地区高等学校長会で依頼 各公私立保育園に依頼	継続
		学校教育課		児童生徒へは、デートDVに関する知識が徐々に広まりつつある。継続的に予防啓発を推進していく必要がある。		
		子ども・子育て課		引き続き、関係機関への周知に努める。		

高岡市DV対策基本計画の取り組みについて

基本目標Ⅱ 身近で安心して相談できる体制の充実

施策目標3 配偶者暴力相談支援センター機能の充実★

取組内容		担当部署	令和7年度取り組み ※〔 〕はR6数値	評価・課題	令和8年度取り組み予定	取組状況
◆ 配偶者暴力相談支援センター機能の充実	6 配偶者暴力相談支援センター機能の充実 ・被害者に対し総合的に支援を行えるよう、幅広い分野にわたる関係機関との連携を強化します。 ・男性や性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）など多様な被害者に配慮した相談体制を整備します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 配偶者暴力相談支援センター機能の充実 ・電話相談・面接相談（専任相談員を3名配置） ・被害者支援のための情報提供、同行支援 ・関係機関等との連携強化 高岡市DV対策関係機関連絡会の開催（R7.6.25） 庁内DV対策関係課会議の開催（R7.4.30） DV被害者支援検討懇談会の開催（R7.3.19） ・女性弁護士による無料法律相談（毎月1回） ・保護・支援に関する各種証明書の発行 ・男性や性的少数者の相談については、マニュアルに従って対応。相談者から相談内容を傾聴し、DVや生活支援等、男女平等推進センターの相談室で対応できることはセンターで対応し、相談内容によっては専門機関等を案内する	配偶者暴力相談支援センターでは、電話相談や面接相談、同行支援など行っている。 また、関係機関等との会議を開催し、被害者支援についての検討や情報交換を行うことで、関係機関と緊密な連携を図ることができた。	配偶者暴力相談支援センター機能の充実 ・電話相談・面接相談（専任相談員を常時3名配置） ・被害者支援のための情報提供、同行支援 ・関係機関等との連携強化 高岡市DV対策関係機関連絡会の開催 庁内DV対策関係課会議の開催 DV被害者支援検討懇談会の開催 ・女性弁護士による無料法律相談（毎月1回） ・保護・支援に関する各種証明書の発行 ・男性や性的少数者の相談については、マニュアルに沿って適切な対応を行う	継続

施策目標4 相談体制の充実★

取組内容		担当部署	令和7年度取り組み ※〔 〕はR6数値	評価・課題	令和8年度取り組み予定	取組状況
◆ 相談体制の充実	7 男女平等推進センター相談室の周知 ・オレンジ相談カード（男女平等推進センター相談室案内カード）を公共施設や商業施設、医療機関等に配置し相談室を周知します。 ・配偶者暴力相談支援センター機能を設置している男女平等推進センターは、身近で安心して相談できる窓口として認識されるよう、市のホームページやSNSなどの媒体や研修会等の様々な機会を活用し、情報発信を実施します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 専任相談員による相談の実施 日時 月～水・金 9:30～16:30 木 14:00～20:00 ※ 関係機関への同行支援の実施 相談実人数863人 うちDV実人数535人（62.0%） 〔相談実人数924人 うちDV実人数567人（61.4%）〕 相談延件数2,435件 うちDV延相談件数1,734件（71.2%） 〔相談延件数2,428件 うちDV延相談件数1,649件（68.0%）〕 ○ 女性弁護士による法律相談の実施（毎月1回 原則第4金曜日） 相談件数47件 うちDV相談件数0件〔相談件数41件 うちDV相談件数0件〕 ○ オレンジ相談カードの公共施設等への配置による相談窓口の周知 市役所、市内医療機関、地域包括支援センター、各公私立保育園、商業施設（日本語、英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語） ○ 相談室に関する記事を掲載 ・広報紙「市民と市政」 ・男女平等推進センターだより「ありーてめいと」 ・高岡市男女平等推進プラン情報誌「ありーて」 ・ホームページ	令和7年度の相談実人数は減少したものの、全相談件数に占めるDV相談の割合は7割を超えている。 オレンジ相談カード（男女平等推進センター相談室案内カード）を公共施設や商業施設等に設置し、相談室の周知に努めた。	○ 専任相談員による相談の実施 ○ 女性弁護士による法律相談の実施（毎月1回 原則第4金曜日） ○ オレンジ相談カードの公共施設等への配置による相談窓口の周知 ○ 相談室に関する記事を掲載	継続
	8 男女平等推進センター相談室の利便性の向上 ・相談しやすい環境を整備するため、メールやSNSを活用した相談の実施について、他自治体や民間団体の取組の調査、情報収集を行います。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ メールやSNSを活用した相談の実施について、他自治体や民間団体の取組の調査、情報収集	DV相談者は、加害者からの報復や家庭の事情等さまざまな理由から、相談することや助けを求めることをためらうことが考えられる。そのため、相談者が相談しやすいようSNSを利用した相談体制を整備することの有効性が考えられる。SNS等を活用した相談については、他自治体等の取組の情報を収集し、その有効性の調査を行っていく。	○ メールやSNSを活用した相談の実施について、他自治体や民間団体の取組の調査、情報収集	継続
	9 DV対策関係課での相談の実施 ・DV対策関係課窓口での相談者の個人情報への配慮を行うなど利用しやすい相談窓口の環境づくりに取り組みます。 ・職員のDVに関する認識を共有し、DV被害者の早期発見に努めます。	納税課 市民生活課 文化国際課 市民課 社会福祉課	○ DV相談の実施 ・件数： 0件〔1件〕 ・件数： 0件〔4件〕 ・件数： 0件〔0件〕 ・件数： 63件〔53件〕 ・件数： 2件〔2件〕	引き続き関係課と連携して対応してまいりたい。 市民生活課の業務としては適切な相談先をご案内することであり、今後も関係機関との連携が重要である。 対応方法の整理と各相談員への周知が必要。 DVだけでなく複合的な理由で被害者となる場合があり、内容が多様化・複雑化している。 継続支援が必要となるケースが多く、関係機関との連携も必要である。	○ DV相談の実施 DV関係の相談があった場合に適切な相談先をご案内する。 外国人のための生活相談コーナーでは、相談に応じて適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関への取次ぎを多言語で行います。 ・住民基本台帳事務における支援措置申出に係る相談受付 ・法に基づく事務を徹底するとともに、関係課や専門部署との連携を図る 市が委託している一般相談事業所と連携して、地域の障がい者のDV事案の発見に努める。また、事案に対して、警察や障がい福祉事業所と連携して迅速に対応する。	

高岡市DV対策基本計画の取り組みについて

		福祉連携推進室	・件数： 1件 [1件]	DVのケースについては、対象者の命を守るということが最優先になるが、それ以外にも様々な課題があることから連携を図り、対応する必要がある。	DVケースは事態が急激に悪化することも多くあることから、対象者の命を守るということを最優先事項に、今後も関係機関が連携し迅速に判断して対応する。	継続
		子ども・子育て課・子ども家庭センター	・件数： 14件 [13件]	1人1人状況に応じた支援が必要であり、今後もケースに寄り添った支援に努めてまいりたい	引き続き、DV被害者の早期発見に努め、ケースに寄り添った支援の実施する。	
		長寿福祉課	・件数： 16件 [16件]	長年の夫婦関係が背景にある事例が多い。16件のうち、介護認定を受けている事例が9件と約6割を占めている。	庁内関係部署や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所等と情報共有を図りながら対応していく。	
		保険年金課	・件数： 2件 [4件]	関係課と連携して対応できたが、対応するスペースなど限られることが課題。	個人情報に配慮した相談しやすい環境での相談実施	
		健康増進課	・件数： 6件 [11件]	継続支援が必要となるケースが増えており関係機関との連携が必要である。	母子保健事業の中で、DV相談があった場合には、引き続き関係機関と連携しながら対応する。	
		建築政策課	・高岡市営住宅へのDV被害者の入居への配慮 件数：4件 [1件] (うち 単身での入居許可 4件 [1件]) (うち 待機順番の繰上げ入居 0件 [0件])	DVによる保護命令や、一時保護されていた証明書、男女平等推進センターが発行する確認書等により入居要件を緩和しており、引き続き、被害者の安全な住居の確保に向けて支援に努める。	高岡市営住宅へのDV被害者の入居への配慮	
		市民病院	・件数： 1件 [1件]	DVを疑われる患者について、本人が警察に相談することの同意をしない場合の対応が課題としてある。	富山県の医療関係者向けDV被害者対応マニュアルや、院内のDV被害が疑われる患者の対応フローに基づき適切に対応する。	
		学校教育課	・件数：13件 [30件]	児相等の外部機関と連携が必要な事案が増加している。	引き続き、児童相談所等の外部機関と連携して対応していく。	
	10 DV対策関係課との連携強化 ・被害者が何度もDV被害の事情等を説明する負担を軽減するため、関係課共通の「相談共通シート」や、被害者支援を円滑に行うために「手続きチェックシート」を活用します。また、改正点や変更点がないか定期的に見直しを行います。 ・「DV対応マニュアル」に基づき、DV被害者への迅速かつ適切な対応を図ります。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 関係各課	○ DV被害者相談共通シート及び手続きチェックシートの活用 ・関係課と相談内容を共有し、被害者の負担軽減 ・被害者に支援内容と相談窓口の情報提供 ・手続きチェックシートの見直し・改訂 ○ DV被害者対応マニュアルの活用	庁内DV対策関係課会議を開催し、DV被害者対応マニュアル、相談共通シート及び手続きチェックシートを活用した相談者の対応方法を確認した。	○ DV被害者相談共通シート及び手続きチェックシートの活用 ・庁内関係課と相談内容を共有し、被害者の負担軽減 ・被害者に支援内容と相談窓口の情報提供 ・手続きチェックシートの見直し・改訂 ○ DV被害者対応マニュアルの活用	継続

施策目標5 DV対策に関わる職員の資質向上

取組内容		担当部署	令和7年度取り組み ※ [] はR6数値	評価・課題	令和8年度取り組み予定	取組状況
◆ DV対策に関わる職員の資質向上	11 DV対策に関わる職員への研修の実施 ・研修や講座を受講する機会を確保し、相談員等の資質向上に努めます。 ・被害者からの深刻な相談を数多く受ける相談員のバーンアウト（燃え尽き）状態や代理受傷を防止するため、メンタルヘル스에配慮します。 ・困難事例等について、専門的立場からの助言や指導を受けるスーパービジョン（監督学習）を実施します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 関係各課	○ 相談員の研修会等への参加 ＜研修＞ ・スーパービジョン（R7.11.13、R8.3.19） ・人身安全関連事案関係機関合同研修会（富山県警察生活安全部）（R7.11.12） ・女性相談支援員等研修会（県女性相談支援センター）（R7.9.4、R7.12.5） ・女性関連施設相談員・相談事業担当者研修（国立女性教育会館）（R7.9.25、R7.9.26） ＜会議＞ ・高岡市要保護児童対策地域協議会「実務者会議」（市子ども・子育て課）（R7.6.4、R8.2.17） ・女性相談支援員等連絡会議（県女性相談支援センター）（R7.7.23） ・北陸三県女性相談支援センター関係職員連絡会議（福井県女性相談支援センター）（R7.12.12）	相談員は積極的にスキルアップのための研修会への参加や情報共有を図るための会議に参加した。引き続き、資質向上に努める。 （子ども・子育て課） 引き続き、相談員等が新しい情報を得られるための会議出席や研修派遣の機会を確保し、相談員等の資質向上に努める。	相談員の研修会等への参加	継続
	12 職員研修の充実 ・DV対策に関わる職員以外の市職員へもDVに対する正しい理解を深める研修等を実施し、適切な対応をするための資質向上と育成に努めます。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 関係課職員の研修会等への参加 ・女性相談対応職員専門研修（県女性相談支援センター）（R7.7.9） ・富山県DV被害者支援セミナー（県女性相談支援センター）（R7.11.5）	関係課職員は富山県主催の研修会に参加し、DVの起こる背景やDVの特性を十分に理解し、相談者に対する適切な対応方法を学んだ。	関係課職員の研修会等への参加	継続
		人事課 男女平等・共同参画課	○ 市職員研修において、DVに関するカリキュラムを実施 新規採用者研修 受講者66人（R7.4.2）[72人] 新任主任研修 受講者41人（R7.6.17）[36人]	新規採用者研修や新任主任研修において、男女平等・共同参画の推進及びDVについての研修を実施した。 引き続き市職員研修等を通じ、男女共同参画への理解促進に努める。	市職員研修において、DVに関するカリキュラムを実施	継続

高岡市DV対策基本計画の取り組みについて

施策目標 6 早期発見のための関係者への周知

取組内容		担当部署	令和7年度取り組み ※〔 〕はR6数値	評価・課題	令和8年度取り組み予定	取組状況
◆ 早期発見のための関係者への周知	13 地域支援者に対する周知 ・ 地域において活動している民生委員・児童委員、男女共同参画推進員、人権擁護委員等地域支援者に対して、被害の早期発見に向けDVに関する意識啓発や相談窓口等の情報提供を行います。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 高岡市DV対策関係機関連絡会の開催（R7. 6. 25）（再掲）	高岡市DV対策関係機関連絡会を開催し、被害者支援についての検討や情報交換を行うことで、関係機関と緊密な連携を図ることができた。	高岡市DV対策関係機関連絡会の開催	継続
		社会福祉課 市民生活課	○ 民生委員・児童委員に対する周知 ・ 民生委員・児童委員会長連絡会で「DV防止啓発講座」の開催案内を配布（富山県民共生センター開催）	各校区の会長に対して周知を行うことができた。引き続き、民生委員・児童委員に対する早期発見のための理解・周知に取り組む。	民生委員・児童委員に対する周知 ・ 民生委員・児童委員会長連絡会で「DV防止啓発講座」の開催案内を配布（富山県民共生センター開催）	継続
	14 医療関係者に対する周知 ・ 業務を通じて被害を発見しやすい立場にある医療機関に対し、DVに関する情報提供に努めます。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 高岡市DV対策関係機関連絡会の開催（R7. 6. 25）（再掲） ○ オレンジ相談カード（男女平等推進センター相談室案内カード）の配布（再掲）	高岡市DV対策関係機関連絡会を開催し、医療機関と連携を図るとともに、被害者支援についての検討や情報交換を行った。	○ 高岡市DV対策関係機関連絡会の開催 ○ オレンジ相談カード（男女平等推進センター相談室案内カード）の配布（再掲）	継続
	15 教育・保育関係者への周知 ・ 子どもを通して被害者を発見する機会のある教育・保育等の関係機関の職員や保護者に対し、DV、デートDVに関する研修会・講演会への参加を働きかけます。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 子ども・子育て課 学校教育課	○ デートDV予防啓発講座に関するチラシの配布（再掲） 高岡市校長会、高岡地区高等学校校長会で依頼 各公私立保育園に依頼	校長会や研修会を通じてデートDV予防啓発講座に関するチラシの配布を依頼した。 関係機関への周知に努めてまいりたい。 デートDV予防啓発講座に関するチラシを配布するとともに、デートDVに関する授業（センター出前講座）を行った。	デートDV予防啓発講座に関するチラシを配布するとともに、デートDVに関する授業（センター出前講座）を行う。	継続

施策目標 7 高齢者・障がい者・外国人等への支援の充実

取組内容		担当部署	令和7年度取り組み ※〔 〕はR6数値	評価・課題	令和8年度取り組み予定	取組状況
◆ 高齢者・障がい者・外国人等への支援の充実	16 支援情報の提供 ・ 外国人の状況を考慮して、多言語オレンジ相談カード（男女平等推進センター相談室案内カード）を設置し、外国人へ相談窓口等の周知を図ります。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 長寿福祉課 社会福祉課 文化国際課	○ オレンジ相談カードの公共施設等への配置による相談窓口の周知（再掲） 市役所、市内医療機関、地域包括支援センター、各公私立保育園、商業施設（日本語、英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語） ○ オレンジ相談カード（日本語、英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語）を外国人のための生活相談コーナーに配置	オレンジ相談カード（男女平等推進センター相談室案内カード）を公共施設や商業施設等に設置し、相談室の周知に努めた。 外国人のための生活相談コーナーに多言語翻訳のオレンジ相談カードを配置した。必要に応じて対応言語を検討する。	○ オレンジ相談カード（日本語、英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語）を外国人のための生活相談コーナーに配置	継続
	17 相談体制の充実 ・ 窓口職員のDVに関する理解を深め、被害者の発見・相談の充実に努めます。 ・ 被害者・支援者への相談窓口での情報提供に努めます。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 長寿福祉課 社会福祉課 文化国際課	○ 庁内DV対策関係課会議（R7. 4. 30）（再掲） ・ 各課の対応実態、二次被害防止の徹底について意見交換 ○ 関係課職員の研修会等への参加（再掲） ・ 女性相談対応職員専門研修（県女性相談支援センター）（R7. 7. 9） ・ 富山県DV被害者支援セミナー（県女性相談支援センター）（R7. 11. 5） ○ 被害者・支援者への相談窓口の情報提供 オレンジ相談カードの配置（再掲）	庁内DV対策関係課会議を開催し、DV被害者対応マニュアル、相談共通シート及び手続きチェックシートを活用した相談者の対応方法を確認した。 （文化国際課） 外国人のための生活相談コーナーに多言語翻訳のオレンジ相談カードを配置した。必要に応じて対応言語を検討する。	○ 庁内DV対策関係課会議の開催 ○ 関係課職員の研修会等への参加 ○ 被害者・支援者への相談窓口の情報提供 オレンジ相談カードの配置	継続
	18 男性や性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）からの相談対応 ・ 男性や性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の方に配慮した相談体制を整備します。 ・ 男性の相談について、相談内容によっては適切な相談機関を案内します。 ・ 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の相談に対応するための相談員の研修機会を確保し、被害者が安心して相談できるよう相談員の資質の向上に努めます。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 市民生活課	○ 男性の相談について、適切な相談機関（サンフォルテ相談室）の案内 ○ 男性や性的少数者の方に配慮した相談体制の整備の検討（再掲） ○ 男性や性的少数者へのマニュアルを作成し対応 相談者から相談内容を傾聴し、DVや生活支援等、男女平等推進センターの相談室で対応できることはセンターで対応し、相談内容によっては専門機関等を案内する（再掲）	男性からの電話相談は受けているが、面接相談の希望があった場合は他の相談機関を案内するなど適切な対応を行っている。	○ 男性の相談について、適切な相談機関の案内 ○ 男性や性的少数者の方に配慮した相談体制の整備の検討 ○ 男性や性的少数者の相談については、マニュアルに沿って適切な対応を行う	継続

高岡市DV対策基本計画の取り組みについて

施策目標 8 緊急時の安全確保★

取組内容		担当部署	令和7年度取り組み ※〔 〕はR6数値	評価・課題	令和8年度取り組み予定	取組状況
◆ 緊急時の安全確保	19 被害者の緊急時における一時保護支援 ・ 警察、富山県女性相談センター、児童相談所等関係機関と連携して一時保護につなげます。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 関係各課	○ 富山県女性相談センターとの連携による被害者支援（一時保護等の対応） ・ 一時保護件数 3件〔4件〕	緊急時には安全に被害者やその同伴者を一時保護に繋げることができた。引き続き、警察や児童相談所等の関係機関と連携し被害者の安全確保に努める。	○ 富山県女性相談センターとの連携による被害者支援（一時保護等の対応）	継続
	20 緊急避難場所の提供 ・ 緊急時における安全確保のために、「一時保護」に先行して、緊急に避難を必要とする被害者等を対象に宿泊場所の提供を行います。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 緊急避難先の提供 0件〔0件〕	令和7年度は緊急避難先の利用はなかった。引き続き、緊急避難場所の確保に努め、必要な場合は避難先を提供し、安全に一時保護につなげる。	○ 緊急避難先の提供	継続
	21 児童相談所等との連携 ・ 被害者本人の状態や意向、同伴者の有無などさまざまな状態に対応するため、児童相談所等関係機関と連携し、被害者及び被害者が同伴する子どもの適切な保護と援助を行います。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 高岡市DV対策関係機関連絡会の開催（R7.6.25）（再掲）	高岡市DV対策関係機関連絡会を開催し、被害者支援についての検討や情報交換を行うことで、関係機関と緊密な連携を図ることができた。	○ 高岡市DV対策関係機関連絡会の開催（再掲）	継続
		こども家庭センター	○ 高岡市要保護児童対策地域協議会（個別ケース検討会議） 個別ケースに応じて、随時、児童相談所等の関係機関とケース会議を実施	引き続き、関係機関と連携しながら、切れ目のない支援に努めてまいりたい。	引き続き、要保護児童対策地域協議会の場を活用し、随時、児童相談所等の関係機関とケース会議を実施する。	継続
		学校教育課		ケース会議に参加し、各学校からの報告を踏まえ、迅速に関係機関との連携を行った。		
	22 警察との連携 ・ 被害者も支援者も安心して相談できるよう、警察等関係機関と連携して男女平等推進センターの安全確保に努めます。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 警察等関係機関との連携	被害者も支援者も男女平等推進センターで安心して相談できるよう警察等関係機関と連携している。引き続き、連携を図り、安全確保に努める。	○ 警察等関係機関との連携	継続
	23 保護命令に関する情報提供・支援 ・ 保護命令について情報提供を行い、被害者が保護命令を申し立てる際は、円滑に手続きができるよう支援します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 保護命令申立手続きの支援 保護命令申立件数：3件〔1件〕 保護命令発令件数：4件〔4件〕	相談者からの申し出の際は、円滑に保護命令の手続きができるよう支援を行った。引き続き、保護命令について情報提供を行い、支援に努める。	○ 保護命令申立の手続きの支援	継続

施策目標 9 被害者等に関する情報保護

取組内容		担当部署	令和7年度取り組み ※〔 〕はR6数値	評価・課題	令和8年度取り組み予定	取組状況
◆ 被害者等に関する情報保護	24 住民基本台帳の閲覧等の制限 ・ 被害者保護のため、支援措置に関する周知が必要であり、支援措置に関係する各課において、被害者に関する情報の共有と情報管理を徹底します。	市民課 納税課 社会福祉課 子ども・子育て課 こども家庭センター 長寿福祉課 保険年金課 健康増進課 学校教育課	○ DV支援措置対象者の情報管理の徹底 ・ DV支援措置対象者の情報管理の徹底 閲覧制限63件〔53件〕	新規で支援措置の申出があった場合は、随時関係課へ連絡し、迅速に情報共有を行った。 引き続き、DV対策関係課会議で情報交換し、情報管理の徹底を図ってまいりたい。 DV対策関係課会議で情報を共有した。 引き続き、DV対策関係課会議で情報交換し、情報管理の徹底を図ってまいりたい。 引き続き、情報管理の徹底を図り、適切な取り扱いに留意していきたい。 引き続き、情報の共有と情報管理の徹底を図る。 関係機関等から得た情報は限られた関係者で情報共有し、情報管理を徹底する。 DVが懸念される事案については、各学校より速やかに報告・連絡が行われている。関係機関との情報共有を進めるとともに、被害児童生徒等の保護の観点から、細心の注意を払って対応を行っていく。	（市民課） DV支援措置対象者の情報管理の徹底	継続
	25 情報管理の徹底 ・ 支援者の安全確保のため、支援者に関する情報管理を徹底します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 窓口・電話対応時における個人情報の保護の徹底	支援者の個人情報の保護を徹底して行った。	○ 窓口・電話対応時における個人情報の保護の徹底	継続

高岡市DV対策基本計画の取り組みについて

基本目標Ⅲ 被害者の自立を支援する体制の強化

施策目標10 被害者に対する適切な情報提供及び支援の充実★

取組内容		担当部署	令和7年度取り組み ※〔 〕はR6数値	評価・課題	令和8年度取り組み予定	取組状況
◆ 被害者に対する適切な情報提供及び支援の充実	26 自立支援策を総合的に支援 ・ DV対策関係課との連携 ・ ケース会議への参加	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 関係各課	○ 庁内DV対策関係課会議（R7.4.30）（再掲） ○ ケース会議への参加 個別ケースに応じて関係機関と連携して対応するため、随時児童相談所や学校等によるケース会議を実施	相談者へ迅速・適切な対応を行うため、庁内DV対策関係課会議を開催し、情報共有・連携強化を図った。	○ 庁内DV対策関係課会議 ○ ケース会議への参加	継続
	27 DV対策関係課との連携強化＜再掲＞ ・ 被害者が何度もDV被害の事情等を説明する負担を軽減するため、関係課共通の「相談共通シート」や、被害者支援を円滑に行うために「手続きチェックシート」を活用します。また、改正点や変更点がないか定期的に見直しを行います。 ・ 「DV対応マニュアル」に基づき、DV被害者への迅速かつ適切な対応を図ります。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 関係各課	○ DV被害者相談共通シート及び手続きチェックシートの活用（再掲） ○ DV被害者対応マニュアルの活用（再掲）	庁内DV対策関係課会議を開催し、DV被害者対応マニュアル、相談共通シート及び手続きチェックシートを活用した相談者の対応方法を確認した。	○ DV被害者相談共通シート及び手続きチェックシートの活用 ○ DV被害者対応マニュアルの活用	継続

施策目標11 生活再建に向けた支援

取組内容		担当部署	令和7年度取り組み ※〔 〕はR6数値	評価・課題	令和8年度取り組み予定	取組状況
◆ 生活再建に向けた支援	28 住宅の支援 ・ 被害者の市営住宅入居申込時に、単身での入居許可や空き住居がない場合の待機順番の繰上げといった、入居要件に関する法的緩和措置を実施します。	建築政策課 男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 高岡市営住宅へのDV被害者の入居への配慮 入居件数：4件〔1件〕 （うち 単身での入居許可 4件〔1件〕） （うち 待機順番の繰上げ入居 0件〔0件〕） ○ 被害者の安全な生活の確保と自立した生活再建を図るため、防犯対策が施してある民間賃貸住宅に入居する際に要する家賃等の一部を助成 入居件数 0件	DVによる保護命令や、一時保護されていた証明書、男女平等推進センターが発行する確認書等により入居要件を緩和しており、引き続き、被害者の安全な住居の確保に向けて支援に努める。	○ 高岡市営住宅へのDV被害者の入居への配慮 ○ 防犯対策が施してある民間賃貸住宅に入居する際に要する家賃等への一部を助成	継続
	29 生活の支援 ・ 被害者の個々の状況に応じ、必要な経済的支援などの制度内容や手続きをわかりやすく説明します。 ・ 被害者の自立に向けて切れ目のない支援ができるよう、関係機関の連携を図り、継続してサービスが利用できるよう、被害者の状況・事情に配慮し、不都合・不利益を被ることがないように対応します。	社会福祉課 子ども・子育て課 保険年金課 関係各課	○ 被害者の個々の状況に応じた適切な支援の実施 ・ 生活保護、障がい者支援等 ・ 児童扶養手当、児童手当、母子・父子福祉、保育所入所等 ・ 国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金 ※手続きには、男女平等推進センター相談員が同行する場合もある	（社会福祉課） 生活保護、障がい者等のための福祉ガイドを配布し、分かりやすい制度説明に努めている。 （子ども・子育て課） 引き続き、関係機関と連携を取りながら、個々の状況に応じた支援を実施してまいりたい。 （保険年金課） 市外からのDV避難者の場合、必要な書類などもあり通常より時間を要するが、速やかに対応するよう心がけている。 必要に応じて男女平等推進センター相談員が同行し、切れ目のない支援を行っている。	（子ども・子育て課） 被害者の個々の状況に応じた適切な支援の実施 ・ 児童扶養手当、児童手当、母子・父子福祉、保育所入所等	継続
	30 民間支援団体による生活支援の情報提供 ・ 民間支援団体が行っている生活支援の内容や手続きについて被害者に情報提供を行います。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 高岡DV被害者自立支援基金バサパによる生活支援 ・ 生活資金の貸付及び提供 貸付17件〔6件〕、提供2件〔2件〕 ・ 生活物資の提供 13件〔34件〕（家電用品、家財道具、生活用品、食料品など）	民間支援団体と連携しDV被害者に対し生活物資等を提供し、生活再建の支援を行った。引き続き連携を図りながら被害者支援に取り組む必要がある。	高岡DV被害者自立支援基金バサパによる生活支援	継続
	31 就業に関する情報提供 ・ 被害者の状況に応じて、ハローワークなどにおける就業支援等についての情報提供と助言を行います。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 専任相談員による情報提供・支援 ・ 相談員が関係機関への連絡や被害者に同行 ・ 女性人材バンクの活用	ハローワークでの就業支援について情報提供をするほか、女性人材バンクを活用し就業支援を実施した。	○ 専任相談員による情報提供・支援	継続
	32 母子家庭自立支援給付金の活用による支援 ・ ひとり親家庭の自立を支援するため、就業に有利な資格取得のための支援として、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の支給などを行います。	子ども・子育て課	○ 母子家庭等自立支援給付金等の活用による支援 8件〔6件〕 （高等職業訓練8件〔6件〕、自立支援教育訓練0件〔0件〕、高卒認定0件〔0件〕）	対象講座の受講や養成機関での修業が必要であり、本人の意欲がないと給付に結びつかないところがある。	母子家庭等自立支援給付金等の活用による支援	継続
	33 就業確保のための同伴児の一時預かり事業の充実 ・ 被害者の就業確保のため、保育を必要とする同伴児を保育所や認定こども園で預かります。	子ども・子育て課	○ 保育園等での一時預かりの実施 公立2か所 私立27か所	必要とする方が一時預かりを利用できるよう、柔軟な対応をしている。	保育園等での一時預かりの実施 公立2か所 私立28か所	継続

高岡市DV対策基本計画の取り組みについて

施策目標12 子どもに対する支援

取組内容		担当部署	令和7年度取り組み ※〔 〕はR6数値	評価・課題	令和8年度取り組み予定	取組状況
◆ 子どもに対する支援	34 保育、就学等に関する支援 ・ 被害者は、経済的基盤が弱い家庭が多いため、幼児が安心して保育を受けることができるように、また、子どもが安心して教育を受けることができるように経済的支援についての相談に適切に対応していきます。 ・ 児童・生徒及び被害者の安全確保のため、就学手続きに関しては、関係機関との連携を密にして情報交換を行う等、被害者の相談に適切に対応していきます。	子ども・子育て課	○ 保育、就学等に関する支援の実施 ・ 児童関連DV相談数 9件〔9件〕	引き続き、関係機関と連携を取りながら、支援に努めてまいりたい。	保育、就学等に関する支援の実施	継続
		学校教育課	○ 保育、就学等に関する支援の実施 ・ 児童関連DV相談数 13件〔20件〕 ・ DVによる区域外就学(協議)3件〔9件〕(許可)3件〔9件〕 DV被害者の安全確保のため、関係書類のやりとりについては教育委員会間で行い、在籍校に転出先や転学先等の情報が漏れないよう配慮	学校から、連絡・相談があった場合には、速やかに子ども・子育て課等と連絡を取り、連携を図った。今後、他の自治体や学校設置者との連携を図った事案が増加することも考えられ、その際の対応についても想定しておく必要がある。	就学に関する支援の実施 (DV被害者の安全確保のため、関係書類のやりとりについては教育委員会間で行い、在籍校に転出先や転学先等の情報が漏れないよう配慮)	継続
	35 子どもの心のケア ・ DVのある家庭で育った子どもは、情緒面や行動面で問題を抱えていたり、悩みを誰にも相談できずに一人で抱え込んでいたりすることもあるため、児童相談所・学校・幼稚園・保育所・医療機関など関係機関との連携を密にし、心のケアに努めます。	子ども・子育て課、子ども家庭センター	○ 子どもの心のケアの実施 相談員が子どもの心に寄り添いながら、児童相談所や高岡市教育センター等と連携し、心のケアを実施	引き続き、関係機関と連携を取りながら、心のケアについて支援してまいりたい。	引き続き関係機関と連携し、子どもの心のケアを実施する。	継続
		学校教育課		担任を中心に、SCやSSWと連携しながら心のケアに努めることができた。支援が必要な場合は、児相等と連携し、ケース会議を行った。		

施策目標13 心身の健康回復に向けた支援★

取組内容		担当部署	令和7年度取り組み ※〔 〕はR6数値	評価・課題	令和8年度取り組み予定	取組状況
◆ 心身の健康回復に向けた支援	36 医療関係への同行支援 ・ 緊急を要する場合や被害が深刻な場合など、相談員が医療機関まで同行します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 緊急を要する場合や被害が深刻な場合など、相談員が医療機関まで同行する。	緊急を要する場合に医療機関まで同行し被害者を支援した。	医療機関への同行支援	継続
	37 被害者への個別カウンセリング ・ 相談員が被害者に寄り添いながらカウンセリングを実施します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 専任相談員による相談の実施	常に相談者の立場に立ち、DV被害者に寄り添いながらカウンセリングを行っている。	専任相談員による相談の実施	継続
	38 心の回復に向けた講座等の実施 ・ DVやセルフケア等について理解を深める講座を行います。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 心の健康回復に向けた講座 ・ 話スペース「ぼこ あ ぼこ」開催 開催時間について、女性が参加しやすいよう夜間から日中に変更(隔月第2金曜日午後1時30分) 女性ならだれでも参加でき、自由に話し合いができる場	DV被害者の心の回復に向けた支援としてDVやセルフケア等について講座を行った。引き続き講座を実施し、DV被害者が心身の健康を取り戻す支援を行っていく。	○ 心の健康回復に向けた講座 話スペース「ぼこあぼこ」の開催のほか、女性の方ならどなたでも参加できるお話サロンや社会福祉士、精神保健福祉士、司法書士などの女性専門職による気軽に相談できる相談会を実施し、相談に繋げる。	継続
	39 自助グループの活動支援 ・ DV被害者同士が集まり、体験や感情を共有し、情報交換をするグループ懇談会を行っている民間の自助グループの活動を支援します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 高岡DV被害者自立支援基金バサバによる自助グループ「バサバ+a」の活動支援 ・ DV被害者同士が集まり、体験や感情の共有、情報交換を行うグループ懇談会の開催の場を提供	DV被害者同士が集まり、体験や感情を共有する場をつくり、被害者の心の回復を援助した。継続して自助グループの活動を支援し、連携した被害者支援を行っていく。	○ 高岡DV被害者自立支援基金バサバによる自助グループ「バサバ+a」の活動支援 ・ DV被害者同士が集まり、体験や感情の共有、情報交換を行うグループ懇談会の開催の場を提供	継続
	40 心の健康相談 ・ 公認心理師や保健師による相談を実施します。	社会福祉課 健康増進課	○ 心の健康相談の実施 公認心理師による相談の実施 延べ9件 保健師による相談の実施 延べ100件(うちDV関係0件)	心と体の不調を感じている人の相談に応じている。 保健師による相談は随時行っている。公認心理師による相談は年6回行った。	公認心理師による相談の実施 計6回 保健師による相談の実施 随時相談対応	継続

高岡市DV対策基本計画の取り組みについて

基本目標Ⅳ 暴力を許さない高岡ネットワーク

施策目標14 計画の推進・関係機関の連携協力体制の強化

取組内容		担当部署	令和7年度取り組み ※〔 〕はR6数値	評価・課題	令和8年度取り組み予定	取組状況
◆ 計画の推進・関係機関の連携協力体制の強化	41 計画の進行管理 ・ 高岡市男女平等推進市民委員会を開催し、DV防止をはじめとした男女平等参画の推進にかかる施策について調査審議し、対策を進めます。 ・ 計画の進行管理を行い、毎年度、進捗状況をホームページ等で公表します。	男女平等・共同参画課	○ 高岡市男女平等推進市民委員会の開催（R7.9.11、R8.1.22） 内 容 男女平等推進プラン及びDV対策基本計画に関する審議 委 員 有識者、地域団体、公募 ○ 計画の進行管理及びホームページでの取り組み状況の公表	市民委員会を開催しDV防止をはじめとした男女平等参画の推進に係る状況等ついて審議した。今後第3次計画に基づき施策に取り組む。	高岡市男女平等推進市民委員会の開催 計画の進行管理及びホームページでの取り組み状況の公表	継続
	42 高岡市DV対策関係機関連絡会の設置、会議 ・ 開催 関係機関の緊密な連携を図るとともに、被害者支援についての検討や情報交換などを行います。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 高岡市DV対策関係機関連絡会の開催（R7.6.25）（再掲） 内 容 市及び関係機関におけるDV対策の現状と課題についての情報共有 構成県（警察署、女性相談支援センター等）、民生委員児童委員協議会、 人権擁護委員協議会、医師会、民間支援団体、市 ○ 市内DV対策関係課会議の開催（R7.4.30）（再掲） 内 容 DV担当職員の正しい理解促進のための講義、各関係課におけるDV対策の現状と課題についての報告、意見交換	高岡市DV対策関係機関連絡会や市内DV対策関係課会議を開催し、緊密な連携を図るとともに、被害者支援についての検討や情報交換を行った。引き続き、相互に協力しながら連携を図る。	○ 高岡市DV対策関係機関連絡会の開催 ○ 市内DV対策関係課会議の開催	継続
	43 県との役割分担・相互協力 ・ 県と連携しながら、啓発活動や被害者支援に努めます。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 関係各課	○ 富山県DV被害者及び困難な問題を抱える女性への支援調整会議への出席（R8.2.26） ○ 富山県女性相談センターとの連携による被害者支援（一時保護等の対応）（再掲） 一時保護件数 3件〔4件〕 ○ 女性に対する暴力をなくす運動の参画 「とやまパープルリボンキャンペーン2025」啓発活動参加	一時保護等の対応など、富山県女性相談支援センターと連携して被害者支援を行った。	○ 県DV対策連絡協議会への出席 ○ 富山県女性相談支援センターとの連携による被害者支援（一時保護等の対応） ○ 女性に対する暴力をなくす運動の参画	継続
	44 高岡市男女平等推進庁内連絡会議（DV対策関係幹事会）の充実 ・ 関係課が相互に連携し、相談体制の強化や被害者支援についての協議、情報交換を行います。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 関係各課	○ 高岡市男女平等推進庁内連絡会議の開催（R7.8.20） 内 容 男女平等推進プラン及びDV対策基本計画の取り組み状況について報告 委 員 市長、副市長、教育長、各部局長等 ○ 市内DV対策関係課会議の開催（R7.4.30）（再掲）	高岡市男女平等推進庁内連絡会議を開催し、相談体制や被害者支援等に関する取り組み状況について協議・報告を行った。	高岡市男女平等推進庁内連絡会議の開催 庁内DV対策関係課会議の開催	継続
	45 近隣自治体との連携 ・ 近隣自治体のDV担当者と相談の傾向や対応、支援内容等を情報共有し、市外からの相談に対する円滑な支援のために広域連携を図ります。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 市外からの相談に対する円滑な支援のための近隣自治体との連携	近隣自治体と連携し、市外からの相談に適切に対応している。	○ 市外からの相談に対する円滑な支援のための近隣自治体との連携	継続
	46 加害者対応のための連携 ・ DV加害者対応の検討に向け、国・県・市町村・民間支援団体等の動向を注視します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ DV加害者更生プログラムなどのDV加害者対策についての国・県・民間団体の動向把握	DV加害者対応について、国・県・他市町村・民間支援団体等の動向を注視していく。	○ DV加害者更生プログラムなどのDV加害者対策についての国・県・民間団体の動向把握	継続

施策目標15 民間支援団体との連携強化、支援★

取組内容		担当部署	令和7年度取り組み ※〔 〕はR6数値	評価・課題	令和8年度取り組み予定	取組状況
◆ 民間支援団体との連携強化、支援	47 民間支援団体との連携・協力 ・ 施策の推進にあたっては、被害者支援を目的として活動する民間支援団体との連携により実施するように努めます。 ・ 「被害者への物資提供活動」について、必要な物資の情報発信の強化に努めます。 ・ 被害者のためのシェルター等を運営する民間支援団体との連携について検討します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 民間支援団体との連携・協力	民間支援団体と連携しDV被害者に対し生活物資等を提供することができた。引き続き連携を図り、DV被害者の多様な状況に応じた支援を推進していく必要がある。	○ 民間支援団体との連携・協力	継続
	48 民間支援団体の活動の支援 ・ 民間支援団体が主催するDVに関する講演会や学習会等イベントに対し、後援や広報協力など活動を支援します。 ・ 民間支援団体による自助グループが継続して活動できるように支援するほか、団体のニーズを調査しながら、支援の内容を検討します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 学習会やイベント広報の協力など活動の支援 ○ 自助グループ活動への協力、支援 ・ 高岡DV被害者自立支援基金バサパへの協力	民間支援団体の活動を支援する取り組みを行っていく。	○ 学習会やイベント広報の協力など活動の支援 ○ 自助グループ活動への協力、支援	継続

施策目標16 苦情に対する適切な対応

取組内容		担当部署	令和7年度取り組み ※〔 〕はR6数値	評価・課題	令和8年度取り組み予定	取組状況
◆ 苦情に対する適切な対応	49 苦情に対する適切な取り組み ・ 被害者支援への取り組みに対する苦情に対して、苦情を受けた際には、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じて関係各課と共有します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 関係各課	○ 高岡市男女平等問題処理委員会の設置（高岡市男女平等推進条例） 処理件数 0件〔0件〕	令和7年度は苦情の申し出はなかったが、申し出があった場合は、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、関係各課と共有する。	高岡市男女平等問題処理委員会の設置（高岡市男女平等推進条例）	継続